

高知医療センター勤怠管理システム及び看護勤務管理システム構築業務委託プロポーザル 募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

高知医療センター勤怠管理システム及び看護勤務管理システム構築業務委託

(2) 事業の目的

職員の労働時間短縮等勤務環境を改善する。

(3) 事業内容

別添「高知医療センター統合情報システム更新に関するコンサルティング業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで（予定）

2 見積限度額

27,500千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「高知医療センター勤怠管理システム及び看護勤務管理システム構築業務委託プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき審査委員会を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と参加者のプレゼンテーション内容を審査する審査委員会を開催する。審査会では定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。ただし、高知医療センター勤怠管理システム及び看護勤務管理システム構築業務委託プロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しない。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施するものではなく、選定後には、高知県・高知市病院企業団（以下「企業団」という。）と候補者は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きを行う。ただし、20日以内（土日祝日を除く。）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて企業団と交渉を行うこととなる。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 高知県における「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている（又は契約締結時までに登録が予定されている）者であること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 過去に同種業務の受託実績がある者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) (1)に掲げる入札参加資格を有しない者で、このプロポーザルに参加を希望するものは、高知県が定める「競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して高知県会計管理局総務事務センターへ提出すること。なお、審査申請書を提出するときは、本プロポーザル募集の日、プロポーザルの件名及び審査委員会の日時を審査申請書の欄外に朱書きで記入するとともに申し出ること。

（競争入札参加資格審査申請に関する照会及び審査申請書の提出先）

所在地 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

機関名 高知県会計管理局総務事務センター

電話 088-823-9788 FAX 088-823-9266

電子メール 180301@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180301>

6 説明会

開催日時：令和7年6月26日（木）午前10時から

開催場所：高知医療センター2階会議室「やなせすぎ」

参加方法：令和7年6月25日（水）午後3時までに、説明会参加申込書（様式1）をFAX、電子メール又は持参で提出すること。（FAX及び電子メールの場合は、電話で到達を確認すること。）

（提出先）「16 問い合わせ先」に同じ

当日は募集要領（仕様書を含む。）及び様式を高知医療センターホームページより出力し、持参すること。

なお、説明会への出欠が当該プロポーザルへの参加に影響することはない。

7 質疑と回答

質疑は、令和7年7月3日（木）午後5時までに、質疑書（様式2）によりFAX、電子メール又は持参で受け付ける。（FAX及び電子メールの場合は、電話で到達を確認すること。）

質疑と回答の内容は、高知医療センターホームページに令和6年7月10日（木）までに掲載する。

10 参加申込及び参加資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書（様式3）及び参加資格要件確認書（様式4）等の提出により申込を受け付ける。申込に当たっての提出書類を次表に示す。

様式番号	提出書類の名称	提出部数
3	参加申込書	1部
4	参加資格要件確認書（添付書類を含む。）	1部
5	誓約書	1部
	個人情報保護に関する方針等（既存の印刷物の提出でも可）	1部

（1）参加申込書

- ① 提出方法
持参又は郵送（書留郵便又は配達記録に限る。）
- ② 提出期限
令和7年7月16日（水）午後5時必着
- ③ 提出先
「16 問い合わせ先」に同じ

（2）資格要件の確認

申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認し、資格要件の確認が完了したら、確認結果を速やかに申込者へ電子メールで通知する。

（3）資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土日祝日を除く。）以内に、書面により、企業長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。
- ② 企業長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（土日祝日を除く。）以内に書面により回答する。

11 企画提案書の作成

別途定める「高知医療センター勤怠管理システム及び看護勤務管理システム構築業務委託プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

12 審査

別途定める審査要領のとおり。

13 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後、1週間以内にすべての参加者に文書で通知する。

なお、審査結果は高知県・高知市病院企業団情報公開条例第2条の規定により準用する高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

【高知県情報公開条例】 <https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>

14 日程（予定）

令和7年6月18日（水）	募集開始
令和7年6月25日（水）午後3時	説明会参加申込締切
令和7年6月26日（木）午前10時	説明会
令和7年7月3日（木）午後5時	質疑書提出締切
令和7年7月16日（水）午後5時	参加申込及び資格要件確認書類提出締切
令和7年7月29日（火）午後5時	企画提案書の提出締切
令和7年8月6日（水）（予定）	審査委員会（プレゼンテーション）
令和7年8月13日（水）（予定）	審査結果通知

15 提出書類の取扱い

- （1）提出された書類は返却しない。
- （2）提出された書類は、必要に応じ複写する。ただし、高知県・高知市病院企業団内及び審査委員会での使用に限る。
- （3）提出された企画提案書は、高知県・高知市病院企業団情報公開条例第2条の規定により準用する高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示する。
なお、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となるので該当がある場合には、提出書類の該当部分をその具体的な理由を様式6により提出させる。
- （4）契約者以外の参加者から提案された内容については、参加者の承諾なしに利用しない。

16 問い合わせ先

高知県・高知市病院企業団 医療情報センター 情報システム室 木谷、畠山
高知県高知市池2125番地1
電話 088-837-3000（代） FAX 088-837-3669
電子メール itc_khsc@khsc.or.jp

17 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがある。

- （1）提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- （2）審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- （3）企業団職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- （4）審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合

- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

18 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の高知県・高知市病院企業団との契約等について不利益な取扱いをすることはない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とする。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、高知県契約規則第40条の規定により免除された場合又は高知県契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

以上